

1. 開会 深浦会長	<p>皆様おはようございます。 定刻前ですが、皆さまお揃いですので始めさせていただきます。 ただいまより「令和6年度第6回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。 では、開催に当たりまして、事務局より委員の出欠状況について報告をお願いいたします。</p>
池田指導官	<p>本日は委員総数15名全員の委員の方にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。</p>
2. 会長挨拶 深浦会長	<p>皆様、本日は、大変お忙しい中、また足元悪い中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本日は年度最後の審議会となりますので、よろしくをお願いいたします。 それでは、最初に倉永局長からご発言があるということですので、よろしくをお願いいたします。</p>
倉永局長	<p>皆様おはようございます。 令和6年度の長崎県最低賃金の改正について、委員の皆様方に真摯に調査審議をいただきまして、改定発効することができました。 あらためて、深浦会長、三浦会長代理並びに林部会長、委員の皆様方の一年間のご尽力に心からお礼申し上げます。 労働局では、最低賃金発効後、速やかに広報等の周知活動を行い、1月及び2月を中心に監督指導を実施してきました。最低賃金の履行確保対策に取り組んでいるところです。 また、2月には、大石知事をはじめ労使団体を代表する皆様方にご出席いただき、長崎県地方版政労使会議を開催しました。 長崎県における持続的な賃金引上げに向けた機運を一層醸成し、その環境整備の取組、価格転嫁を含めた賃上げ原資の確保等の課題、課題解消のための方策等について県や参加団体と認識を共有し、「所得の増加と経済成長の好循環の実現」等に官民共同で取り組むとする、共同メッセージを採択いたしました。 労働局としても、賃金引上げを支援する助成金等、環境整備に着実に取り組んでまいります。 引き続き労働行政へのご支援を賜りますとともに、本日の議事について、よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。</p>

深浦会長	では、事務局から本日の資料の説明をお願いいたします。
山本室長	<p>おはようございます。</p> <p>資料について、ご説明いたします。</p> <p>お配りしております資料の1ページ、資料番号1は、令和6年10月に長崎労働局で作成しました長崎県の最低賃金の広報用リーフレットを添付しております。</p> <p>このリーフレットにつきましては11,000部作成しまして、長崎県、県内地方公共団体及び産業別の関係団体などへ配付して広報依頼を行うとともに、労働局、労働基準監督署、ハローワークでの説明会などでも配付しております。</p> <p>続きまして、資料の3ページ、資料番号2には、「令和6年度の実績・令和7年度審議会日程（案）」を添付しております。</p> <p>これにつきましては、議題（2）「その他」の事項についてご提案させていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、資料の7ページから13ページ、資料番号3から6につきましては、議題の（1）「令和7年度長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明について」においてご説明させていただきます。</p> <p>最後に資料番号は付けておりませんが、賃金室にて独自に作成しました「長崎県の賃金事情」をお配りしております。</p> <p>この長崎県の賃金事情は、長崎労働局のホームページにも掲載しております。</p> <p>資料についての説明は、以上となります。</p>
深浦会長	お配りされております資料につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
各委員	<意見、質問なし>
3. 議題 （1）令和7年度長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る意向表明について	

深浦会長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>最初の議題、「令和7年度長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明」につきまして説明をお願いいたします。</p>
山本室長	<p>令和7年度長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明につきまして、ご説明いたします。</p> <p>改正の申出を行う業種につきましては、審議会における年間スケジュールの調整等の必要性から、概ね年度末を目途にその意向の有無を確認し、その際、局長に申出の意向表明があったものにつきましては、審議会に対して報告することとしております。</p> <p>皆様のお手元にお配りしています資料の7ページ、資料番号3「令和7年度の長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出の意向表明について」をご覧くださいと思いますが、この資料は、3業種それぞれの意向表明について、一覧表に取りまとめた資料になります。</p> <p>令和7年度の意向表明につきましては、令和7年2月3日に、日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部から「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業」及び「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業」について、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長崎地域協議会から「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」について、それぞれなされております。</p> <p>また、資料の9ページ以降、資料番号4から6については、3業種それぞれの意向表明の文書を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>具体的な改正の申出時期につきましては、3業種とも7月上旬となっておりますことから、令和7年度におきましても、7月以降の本審におきまして、改正の必要性の有無など、具体的な審議を行っていただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>今回表明されております3業種の内、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業」及び「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業」につきましては、「労働協約ケース」ですので、当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の者に適用されていること、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」につきましては、「公正競争ケース」ですので、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の者の合意による申出であることが、要件となります。</p> <p>適用使用者数と適用労働者数につきましては、総務省の事業所・企業の統計調査、いわゆる「経済センサス」の最新の結果に基づくこととされておきまして、令和6年度から令和3年経済センサスのデータを基に、</p>

	<p>その後、直近までの事業所の廃止などの状況を把握しまして、適用使用者数、適用労働者数の増減を算定して、令和6年11月30日現在で算出しております。</p> <p>3業種の適用労働者数につきましては、資料7ページの資料番号3に示しておりますが、はん用機械は6,044人、電子部品は7,777人、船舶は8,132人となっておりますが、この労働者数に対して、それぞれ3分の1以上を満たしているか否かで判断することとなりますので、よろしくお願いいたします。</p>
深浦会長	<p>ただ今、事務局から説明がございましたけれども、この説明に関しまして、ご質問、ご意見等はございますか。</p>
各委員	<p>&lt;質問、意見なし&gt;</p>
深浦会長	<p>それでは、私のほうから発言させていただきます。</p> <p>今の説明で、電子だけが「公正競争ケース」であるという各団体からの意向表明ですが、書類を見ると、いずれも「公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出する。」と同じ表現になっていますが、公正競争ケースか労働協約ケースかというのは、局のほうで判断されるのですか。</p>
山本室長	<p>元々それで決定されていると思います。</p>
深浦会長	<p>どちらのケースかというのは、申し出のほうですね。</p>
種村委員	<p>これは申し出の方法のことなので、今日の時点で確定させるというのはおかしいかなと思います。違いますか。</p> <p>確かに今まではそうでしたし、結果的にそうなるかとは思いますが。</p>
深浦会長	<p>そう考えたのは私だけかと思いました。</p>
種村委員	<p>私もそう思いました。</p>
深浦会長	<p>確かに、今回は意向表明の話ですから。</p> <p>次回、正式な申し出がなされる時は、申し出をする団体のほうから「うちはこっちのケース」と意思表示があるわけですね。</p>
種村委員	<p>そういうことですね。</p>

深浦会長	その点が少し気になったので発言しました。
山本室長	今の件は、確認させていただいて、後ほどご回答することとしてよろしいでしょうか。
深浦会長	はい。そのような申し出がなされるだろうという意味と理解しますので、正式な申し出のタイミングではっきりさせていただければと思います。 その他に何かございますか。
各委員	<意見なし>
深浦会長	今お話ししましたように、実際の申し出は7月上旬に出して良いということになりますので、申し出があった後に、必要性の有無を改めて具体的に審議していただくということで、今の所、このような予定になっているということを確認させていただきたいと思います。
(2) その他	
深浦会長	次の議題、「その他」になります。 令和7年度審議会日程（案）につきまして、説明をお願いいたします。
山本室長	資料の3ページ、資料番号2の「令和6年度の実績・令和7年度審議会日程（案）」を提出させていただいております。 この日程案につきましては、昨年度は委員の皆様のご予定を確認した上で日程表を作成しておりましたけれども、今年度につきましては、令和7年度より2年間新しい第56期長崎地方最低賃金審議会委員が選任される予定となっておりますので、現時点においては委員の皆様が確定していないということから、10月1日を最低賃金の発効日と仮定いたしまして、それから日程を逆算して計画を立てております。 基本的にはこの日程で進めさせていただければと思いますが、4月に新しい委員が決定次第、改めて具体的な日程調整を行わせていただいた上で決定したいと思っております。 この日程案によって審議会を計画してよろしいか、ご検討いただければと思います。
深浦会長	今、ありましたように、確定できない部分がございますが、現段階でこのような日程となっております。

深浦会長	<p>ほぼ、前年に準じて、こういうことになるかと思いますが、ご意見はございますか。</p> <p>はい。峯下委員から何かございますか。</p>
峯下委員	<p>前年の計画と違っている点をご説明いただきたいと思います。第3回専門部会と第3回本審の予定、これは別の日にする方針だと私は思っているのですが、前年度はそうではなく、予定どおりに決まらなかったものですから、待機されていた委員の方々にそのままお帰りになっていただくことになってしまったので、その点を少し補足していただきたいと思います。</p>
山本室長	<p>ただ今ご指摘いただきましたように、第3回の専門部会の予定を8月4日（月）としております。</p> <p>通常であれば、その日に本審も開催しておりましたが、今のご指摘などもありまして、第3回本審を8月5日と、第3回専門部会の翌日に計画しております。</p> <p>審議日程は委員の皆様の状況次第で、別日に開催できるかどうかわからないこともありますが、計画としてはご指摘を踏まえまして、別日に予定しているということを補足させていただきます。</p>
深浦会長	<p>専門部会が3回で終わる場合は、この日程で進むかと思えます。</p> <p>その他、何かございますか。</p>
各委員	<p>&lt;意見なし&gt;</p>
深浦会長	<p>それでは、こちらのほうで準備しました議題は、以上となります。</p> <p>最後になりますけれども、皆様方には、本年度1年間、ご多忙の中、慎重かつ円滑な審議にご協力をいただきました。</p> <p>改めて感謝申し上げます。</p> <p>なお、この会議の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は種村委員、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の審議会は終了といたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>